



平成21年8月6日

千代田区長  
石川 雅己 殿

千代田区特別職報酬等審議会  
会長 武藤 博己

「千代田区議会議員の議員報酬の額の定め方並びに千代田区長及び副区長の給料の額の定め方」及び「千代田区議会議員の議員報酬の額の適否並びに千代田区長及び副区長の給料の額の適否」について（答申）

平成21年4月20日付21千政総職発第3号により当審議会に諮問のあった標記の件について、別紙のとおり答申します。

千代田区特別職報酬等審議会

会 長 武 藤 博 己

会長職務代理 堀 田 康 彦

委 員 安 部 金 次 郎

委 員 氏 家 修

委 員 岡 本 光 雄

委 員 平 真 美

委 員 長 井 定 江

委 員 番 敦 子

委 員 藤 原 房 子

委 員 水 野 正 雄

## 答 申

本審議会は、平成21年4月20日千代田区特別職報酬等審議会条例第2条の規定に基づき、千代田区長から「千代田区議会議員の議員報酬の額の定め方並びに千代田区長及び副区長の給料の額の定め方について」及び「千代田区議会議員の議員報酬の額の適否並びに千代田区長及び副区長の給料の額の適否について」諮問を受けた。

限られた日程の中、これまで6回にわたり精力的に会議を開き、前回（平成18年7月31日答申）改定以降の社会経済情勢の変化及び国・都・他区における動向などについて、広範かつ慎重に審議を行った。

この結果、当審議会は次のとおり答申する。

### 1 答 申

#### (1) 報酬等の額の定め方について

区長及び副区長に支給されている「地域手当」は廃止する。なお、従前の額との均衡を失しないように所要の調整措置を講じる。

#### (2) 報酬等の額の適否について

##### ①区長及び副区長の給料月額

区 長	1, 2 9 4, 0 0 0 円（現行 1, 165, 000円、+129, 000円） （地域手当を含めると、現行 1, 304, 800円、△ 10, 800円）
副区長	1, 0 3 4, 0 0 0 円（現行 931, 000円、+103, 000円） （地域手当を含めると、現行 1, 042, 720円、△ 8, 720円）

##### ②議員及び役職にある議員の議員報酬月額

議 長	9 3 1, 0 0 0 円（据え置き）
副議長	8 1 5, 0 0 0 円（据え置き）
委員長	6 8 5, 0 0 0 円（据え置き）
副委員長	6 5 4, 0 0 0 円（据え置き）
議 員	6 2 3, 0 0 0 円（据え置き）

## 2 理 由

### (1) 報酬等決定の基本原則

特別職の報酬等については、これまでも民間事業所、国や他の自治体等を参考にその額等の適否を決定してきた。民間企業は利潤を追求することが最大の目的であり、賃金と利益との相関関係、つまり賃金の決定には利益が大きな影響力を持つという図式が明確である。

一方、公務の分野では最大の目的は公共の福祉の推進であり、それを達成するためには収支バランスより地域の実情や区民の施策ニーズとその充足度等が優先されるのが妥当と考えられる。そのため、公務においては民間企業と同じ方法による給与決定は困難である。

したがって、特別職の報酬等の検討にあたっては、「職務と責任の原則」、「均衡の原則」及び「情勢適応の原則」を基本に総合的に判断することが適切といえる。

### (2) 報酬等の額の定め方について

- ① 報酬等の額の定め方については「地域手当」の取扱いが主要な論点となった。
- ② 大都市部と地方との民間企業の賃金較差については、従来から大都市部に勤務する職員に対して「調整手当」が支給されていた。

平成18年4月、人事院は、国家公務員の給与が民間企業の賃金を上回る地域が生じていたことを踏まえ、給与水準を地域別官民較差の最も大きい地域にあわせ、俸給表を平均4.8%引き下げた。この結果、国家公務員の給与が一律に引き下がるため、従来の調整手当を改め、「地域手当」として民間企業の賃金の高い地域に勤務する公務員に支給するために導入されたものである。現在、1級地（給料月額の18%）から6級地（同3%）までの6段階の地域手当が制度化されている。

- ③ 特別区においては、従来から調整手当（同12%）が支給されていたが、平成17年10月の特別区人事委員会勧告により調整手当を地域手当に名称変更することが勧告された。あわせて国との均衡を図るため、調整手当を最終的に、国の指定する1級地（特別区の区域）に適用される地域手当の率である18%に引上げ、その分、給料水準を引き下げることによって総体としての給与水準は変え

ないこととされた。

④ 区長・副区長についても従来から調整手当が支給されており、こうした状況を踏まえ、職員の例と同じく、平成18年1月から地域手当と名称変更（支給率は12%と変わらず）された。その後、職員については、平成19年1月から地域手当の支給率が13%に改定（その分、給料水準は引き下げ）され、平成20年1月からは14.5%に、平成21年1月からは16%に段階的に引き上げ現在に至っている。しかし、区長・副区長の地域手当については、名称が変更されたのみで、支給率の改正はなされていない。

⑤ 23区の区長・副区長の地域手当の検討状況を見ると、地域手当を廃止した区（その分、給料月額を引き上げ）が1区、職員の例に準じて引き上げた区（その分、給料月額を引き下げ）が7区、従来の調整手当と同じく12%で固定化している区が15区となっている。

⑥ 地域手当は、国家公務員のように異動等で全国各地に転勤する可能性があるという中で、地域ごとの物価水準等から生じる官民賃金較差を適確に反映させるためには意味があると考えられる。また、地方自治体に勤務する職員の給与水準を比較する（ラスパイレス指数）という事務処理上の必要性もある。

しかし、区長・副区長については、給料のほかに地域手当が支給されていること自体が給料体系を複雑にし、区民にとっても分かりにくいものとなっていることは否めない。

当審議会としては、特別職の報酬等の体系は、区民の目線に立ち、なるべくシンプルにすべきであり、地域手当は廃止すべきとの結論に達した。

⑦ なお、審議の過程で、国や都は地域手当を引き上げ（その分、給料月額を引き下げ）ており、均衡の原則にもとめるのではいかという意見がある。さらには、地域手当の額そのものを削減するべきではないかとの意見もあった。

しかし、給料体系の分かりやすさは、区政運営の透明性の向上につながることである。また、実質的に見て、地域手当は給料の一部であり、地域手当制度は廃止し、地域手当相当額を給料月額に加算するのが妥当である。

なお、これにより期末手当へのはね返りが生じるが、年収ベースで現行の額を超えない範囲で給料月額を設定すべきである。

⑧ また、職員の例では、地域手当の支給率の段階的引き上げにより、給料月額

が下がることから、退職時の給料月額を算定根拠とする職員の退職手当は、必然的に引下げとなる。仮に、地域手当を12%から18%に引き上げたとする、退職手当の引き下げ率は約5%と試算される。

一方、特別職の地域手当の廃止により、その相当額を給料月額に組み入れれば、給料月額が引き上げとなり、結果として給料月額を算定根拠とする退職手当は増となってしまふ。

退職手当は常勤の特別職である区長・副区長にのみ支給されており、少なくとも職員の例との均衡を失しないよう所要の支給月数を減じる措置を講ずるべきである。

### (3) 報酬等の額の適否について

- ① 報酬等の額の適否については昨年秋以来の急激な景気の後退という情勢変化にあわせて特別職の報酬等の額をどう適応させていくかが主要な論点となった。
- ② 特別職の報酬等の額については、昭和48年3月以来、特別区人事委員会勧告による一般職員の給与改定にあわせて特別職の報酬額が自動的に決定される、いわゆる「スライド制」が採用されてきた。

昭和61年に開催された特別職報酬等審議会において、特別職の報酬額等はその職務と特殊性に応じて定めるべきであり、一般職員の給与体系とは自ずと性格を異にすること、また、区民や区内関係団体の代表者等で構成される審議会によって、その意見を十分反映させ、条例によって額を明示することが妥当との審議結果に基づき、スライド制の廃止が答申された。以来、「職務と責任の原則」、「均衡の原則」及び「情勢適応の原則」に基づき、一般職員の給与実態及び社会経済情勢等を踏まえて総合的に判断し、過去4回の改定がなされてきた。

- ③ 平成18年に開催された前回審議会の答申（平成18年7月31日答申）では、平成9年に改定されて以来、平成17年まで8年間据え置かれてきた報酬等の額について、平成9年から平成17年までの特別区人事委員会勧告による給与改定率を参考に△1%の減額改定を行うこととされた。
- ④ 現在の社会経済情勢を見ると、昨年9月のアメリカのリーマンブラザーズの経営破たんを端を発した金融危機は、またたく間に全世界を巻き込み、世界経

済は、100年に1度の危機ともいうべき状況にある。

こうした状況はわが国にも波及し、平成20年度の実質成長率は、前年度比△3.3%減（速報値）となった。

このような急激な景気の減速は、民間企業における夏季一時金にも波及し、本年4月に実施された人事院の「平成21年民間企業における夏季一時金に関する特別調査」では、全体の約8割の従業員の夏季一時金が未定となっている。

また、決定済企業における夏季一時金の対前年増減率は、△14.9%もの大きなマイナスとなった。

- ⑤ こうした異例の事態を受け、本年5月、特別区人事委員会は平成21年6月に支給する特別区職員の期末手当及び勤勉手当に係る特例措置について臨時勧告を行い、0.2月分（率にして△9.5%の減）の支給が凍結されることとなった。

また、千代田区の特別職の期末手当（6月期）についても、区長及び区議会の自主的判断により、区長・副区長については0.2月の減（率にして△12.1%減）、議員については0.15月の減（率にして△9.1%減）とすることとされた。

- ⑥ 前報報酬等改定以降の経済指標等の変化を見ると、特別区人事委員会による職員の給与改定率は、平成18年度以降3か年度連続して据え置きとなっている。

平成21年勧告については、現在、「民間の給与実態調査」が行われているところであり、その内容は不明であるが、昨今の経済状況及び本年5月の平成21年6月に支給する特別区職員の期末手当及び勤勉手当に係る特例措置について臨時勧告が実施されたことを勘案すると、マイナス勧告がなされる公算が高いものと推測される。

- ⑦ 東京都区部消費者物価指数は、平成17年を底に上昇傾向にあり、平成18年は対前年比0.1%の増、平成19年は同0.1%の増、平成20年は同1.0%の増となっており、平成18年を100とすると、平成20年は101.1と1.1%の増となっている。

- ⑧ 東京都名目賃金（現金給与総額・確報）は、事業所規模30人以上で見ると、平成15年を底に上昇傾向にあり、平成18年は対前年比0.8%の増、平成

- 19年は同1.5%の増、平成20年は同2.3%の増となっており、平成18年を100とすると、平成20年は103.8と3.8%の増となっている。
- ⑨ このように、前回報酬改定以降の平成18年（度）から平成20年（度）の各種統計指標はプラス・マイナスゼロ、若しくは増という結果になっている。
- ⑩ 他区の特別職報酬等審議会の開催及び審議状況は、平成20年度中に23区中12区で開催され、うち8区が答申を受けている。答申の内容は、5区が据え置き、3区が地域手当の引上げに伴い、区長・副区長の給料月額引下げ（実質は据え置き）と、実質的には据え置かれている。
- ⑪ 一方、本年6月17日に発表された政府の月例経済報告では、景気の基調判断を2か月連続で上方修正した。企業の生産活動を示す鉱工業生産指数は4月に前月比で5.9%上昇し、56年ぶりの高い伸び率を記録した。この結果、「一部に持ち直しの動きがみられる」として、7か月ぶりに「悪化」の表現を削除し、生産や輸出の持ち直しを受けて主要先進国の中で最も早く「景気底打ち」を宣言した。
- これが現実のものとなれば、昨年9月以降、金融危機が深まるとともに景気悪化ペースが加速し、わが国も実質成長率が戦後最悪のマイナスを記録するなど深刻な打撃を受けたものの、約半年で最悪期を脱することになる。
- ⑫ しかし、こうした景気底打ち宣言は、区民の生活感覚からは、やや乖離したものなのではないだろうか。現に、企業収益が低迷するなかで、雇用と生産設備の過剰感はなお強く、4月の完全失業率が5%台に乗るなど、雇用悪化には依然として歯止めがかからない状況にある。
- ⑬ 現在の社会経済情勢は、こうした強弱相反する指標等が混在し、景気の早期回復は誰もが望むところであるものの、予測は難しいのが実情である。
- ⑭ 一方、区長及び区議会において、⑤で述べたとおり、既に本年6月期の期末手当の自主的な削減がなされた。その率は、年率に換算して、前回答申の削減率△1%を上回る率（区長・副区長△1.66%減、議員△1.24%減）となっており、現時点で、一定の社会経済情勢変化への適応はなされていること。
- また、一般職員の給与体系と特別職の報酬等とは自ずと性格を異にし、昭和61年に報酬等の人事委員会勧告スライド制が廃止されていること等を総合的に勘案すると、当審議会としては、特別職の報酬等の額の適否について「据え

置く」ことが妥当との結論に達した。

- ⑮ なお、今後の景気動向については、依然として不透明であり、予測は極めて困難である。

今後とも、社会経済情勢の急激な変化に伴う特別職の報酬等については、区長及び区議会の自主的な判断により、より情勢に適応したものとなることを期待するものである。

### 3 今後の課題

審議の過程で出された意見について、審議した結果、当審議会の意見として以下に記述する。

- (1) 特別職報酬等審議会については、その諮問対象の範囲の拡大や常設の審議会にすることも検討するべきである。
- (2) 議員については、議員報酬のほかに別途、費用弁償と政務調査費が支出されている。これらを含めて議論すべきである。
- (3) 議員の報酬については、平成20年の地方自治法の一部改正により、従来、非常勤特別職の報酬等の根拠として一括して規定されていたものについて、議員の報酬の根拠条文のみを分離し、報酬の名称も「議員報酬」と改められた。議員には、常勤職員に対してのみ支給されている期末手当が支給されているように、常勤的な位置づけが強化されたことを勘案するべきである。
- (4) 区長の退職手当については、給料の後払い、あるいは功労金的性格を有するなど諸説があるが、単に常勤の職であるから支給するというだけでなく、今後さらに議論を深めていく必要がある。
- (5) 区長も議員も4年に一度選挙の洗礼を受けるわけであるから、ある意味では期間を限定した請負職である。したがって、特別職に対する報酬は、単なる生活給ではなく、収益の増減によって成果配分するボーナスや退職金という概念も当てはまらず、仕事の量や質に対し、任期中にこれだけの金額を支払いますという体系が一番分かりやすく、当審議会の実りも多いのではないか。
- (6) このような特別職の報酬等をめぐっては、現在、いくつかの自治体で様々な取り組みがなされている。議員報酬を月額制から「日当制」としたり、年間ベースで計算する「歳費」と改めたりする取り組みなどである。

また、報酬等を年単位の総額で考える「年俸制」については、分かりやすいシステムであり今後大いに議論していく必要がある。

- (7) 本年1月の大津地方裁判所の行政委員会委員等の非常勤特別職の報酬の月額制に関する違法判決については、控訴審で係争中であり一概には言えないが、各行政委員会委員の役割や位置づけ等を総合的に勘案して議論するとともに、当審議会の諮問対象とすることも含め検討すべきである。
- (8) 特別職のような公職を志した人に対しては、区民は多かれ少なかれノーブレス・オブリージュ（「高貴な義務」）の精神を期待している。したがって、民間の賃金や景気動向の連動についても、その時差、額などにつき、やや抑制された対応が好ましいと区民の目には映ると考える。
- (9) 特別職の報酬等については、主権者である区民が、自らの代表である区長や議員に期待する活動と、そのために負担すべきコストについて、今後さらに議論を深めていく必要がある。

以上

## 参 考

### 特別職報酬等月額一覧

	答申額(円)	備 考
区 長	1,294,000	地域手当廃止 退職手当支給割合(勤続1年あたり) : 5.5月 → 4.7月
副 区 長	1,034,000	地域手当廃止 退職手当支給割合(勤続1年あたり) : 3.4月 → 2.9月
議 長	931,000	据え置き
副 議 長	815,000	据え置き
委 員 長	685,000	据え置き
副 委 員 長	654,000	据え置き
議 員	623,000	据え置き